

新 旧 対 照 表

次表の「改正前」の部分を「改正後」欄に掲げるとおり改める（アンダーラインを付した部分は改正部分である）。

改 正 後	改 正 前
目 次	目 次
(注) 簿書様式は、平成20年3月31日現在の法令に基づくものである。	(注) 簿書様式は、平成19年3月31日現在の法令に基づくものである。
(第1 省 略)	(第1 同 左)
第2 相 続 税 関 係	第2 相 続 税 関 係
(1~52 省 略) 第4項 取得 53 相続税法施行規則附則 第5項 の規定による <u>幼稚園</u> 教育用財産の廃止 届出書 第6項 現況	(1~52 同 左) 第4項 取得 53 相続税法施行規則附則 第5項 の規定による <u>学校</u> 教育用財産の廃止 届出書 第6項 現況
(54~60 省 略)	(54~60 同 左)
第3 贈 与 税 関 係	第3 贈 与 税 関 係
(1~2 省 略) 2-1 受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成 年分）（第1表の付表1） 2-2 受益者等が存しない信託等に係る贈与税額の計算明細書（平成 年分）（第1表の付表2） (3~12 省 略) (削除) (14~18 省 略) 18-1 相続（包括遺贈を含む。）により承継する贈与税及び加算税について（通知用） (19~21 省 略) 22 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例の適用に対する同意書 23 特定同族株式等に係る相続時精算課税の特例を適用するに当たり経済産業局長の作成した確認書 を提出することに対する確約書 24 平成 年分 特定同族株式等の明細書	(1~2 同 左) (新規) (新規) (3~12 同 左) 13 相続時精算課税に係る財産を贈与した旨の確認書 (14~18 同 左) (新規) (19~21 同 左) (新規) (新規) (新規)
第4 譲 渡 所 得 関 係	第4 譲 渡 所 得 関 係

(1～10-2 省 略)

10-3 相続財産の取得費に加算される相続税の計算明細書 (平成18年4月1日以後相続開始用)

10-4 同付表

(11～32 省 略)

(第5～11 省 略)

(1～10-2 同 左)

(新規)

(新規)

(11～32 同 左)

(第5～11 同 左)

改 正 後

改 正 前

(通知用)

氏名又は
名 称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)

あなたに通知した平成_____年分贈与税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の
「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

	A 前の額	B 後の額	C 隠ぺい又は仮装 事由以外の事実 のみに基づいて 更正決定等が あったとした 場合の額	D 隠ぺい又は仮装 事由以外の事実 のみに基づいて 更正決定等が あったとした 場合の額	E 非正当事由 部 分 の 額	F 正当な事由が あると認めら れる事実のみ に基づいて 更正決定等が あった場合の額
課 税 価 格 ①	円	円				
配偶者控除額 ②						
基 础 控 除 額 ③	,000	,000				
②及び③の控除後の 課税価格(①-②-③) ④	,000	,000		円 ,000		円 ,000
④に 対 す る 税 額 ⑤						
外 国 税 額 の 控 除 額 ⑥						
差 引 税 額 (⑤-⑥) ⑦						
(特定贈与者氏名) ⑧	円	円				
課 税 価 格						
住宅資金特別控除額 ⑨						
特定同族株式等特別控除額 ⑩						
特 别 控 除 額 ⑪						
⑨、⑩及び⑪の控除後の 課税価格(⑧-⑨-⑩-⑪) ⑫	,000	,000		円 ,000		円 ,000
⑫に 対 す る 税 額 ⑬	00	00		00		00
外 国 税 額 の 控 除 額 ⑭						
差 引 税 額 (⑬-⑭) ⑮						
課 税 価 格 の 合 計 額 (①+⑧) ⑯	円	円	円	円	円	円
差 引 税 額 の 合 計 額 (⑦+⑮) ⑯	イ 00	ロ 00	ハ 00	二 00		
増 差 税 額 ⑯		⑯(ローイ) 円 00	⑯(一ロー) 円 00	⑯(ハーハイ) 円 00	⑯(二一) 円 00	⑯(ニイイ) 円 00
加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ⑯			(重 加 算 税 分) 1万円未満の端数切捨て 円 0,000		(過少(無)申告加算税分) 1万円未満の端数切捨て 円 0,000	

(注) 1 隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「(⑯-⑯)」とあるのは、「(⑯-⑯)」として計算しています。

2 特定贈与者が複数いる場合は、「①+⑧」とあるのは、「①+特定贈与者ごとの⑧の合計額」として計算しています。

3 特定贈与者が複数いる場合は、「⑦+⑯」とあるのは、「⑦+特定贈与者ごとの⑯の合計額」として計算しています。

(資 3-14-2-A4 統一)

()枚のうち()枚目

(通知用)

氏名又は
名 称 _____ 殿

加算税の基礎となる税額の計算明細書(贈与税)

あなたに通知した平成_____年分贈与税の 通知書及び加算税の賦課決定通知書(通知用)の
「加算税の基礎となる税額」は、この計算明細書により計算しています。

	A 前の額	B 後の額	C 隠ぺい又は仮装 事由以外の事実 のみに基づいて 更正決定等が あったとした 場合の額	D 隠ぺい又は仮装 事由以外の事実 のみに基づいて 更正決定等が あったとした 場合の額	E 非正当事由 部 分 の 額	F 正当な事由が あると認めら れる事実のみ に基づいて 更正決定等が あった場合の額
課 税 価 格 ①	円	円				
配偶者控除額 ②						
基 础 控 除 額 ③	,000	,000				
②及び③の控除後の 課税価格(①-②-③) ④	,000	,000		円 ,000		円 ,000
④に 対 す る 税 額 ⑤						
外 国 税 額 の 控 除 額 ⑥						
差 引 税 額 (⑤-⑥) ⑦						
(特定贈与者氏名) ⑧	円	円				
課 税 価 格						
住宅資金特別控除額 ⑨						
特定同族株式等特別控除額 ⑩						
特 别 控 除 額 ⑪						
⑨、⑩及び⑪の控除後の 課税価格(⑧-⑨-⑩-⑪) ⑫	,000	,000		円 ,000		円 ,000
⑫に 対 す る 税 額 ⑬	00	00		00		00
外 国 税 額 の 控 除 額 ⑭						
差 引 税 額 (⑬-⑭) ⑮						
課 税 価 格 の 合 計 額 (①+⑧) ⑯	円	円	円	円	円	円
差 引 税 額 の 合 計 額 (⑦+⑮) ⑯	イ 00	ロ 00	ハ 00	二 00		
増 差 税 額 ⑯		⑯(ローイ) 円 00	⑯(一ロー) 円 00	⑯(ハーハイ) 円 00	⑯(二一) 円 00	⑯(ニイイ) 円 00
加 算 税 の 基 礎 と な る 税 額 ⑯			(重 加 算 税 分) 1万円未満の端数切捨て 円 0,000		(過少(無)申告加算税分) 1万円未満の端数切捨て 円 0,000	

(注) 1 隠ぺい又は仮装部分の金額がない場合には、「⑯-⑯」とあるのは、「⑯-⑯」として計算しています。

2 特定贈与者が複数いる場合は、「①+⑧」とあるのは、「①+特定贈与者ごとの⑧の合計額」として計算しています。

3 特定贈与者が複数いる場合は、「⑦+⑯」とあるのは、「⑦+特定贈与者ごとの⑯の合計額」として計算しています。

(資 3-14-2-A4 統一)

()枚のうち()枚目

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額②」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

- ① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、
- ② ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みを希望される場合は、貯金総合口座の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りとなりますので、受取りに行かれる郵便局名等を該当する項目に記入して下さい。

第1表の付表2（平成二十年分以降用）

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ	氏名	銀行	金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	預金種類	普通	当座	納税準備	口座番号	記号番号 (7~13桁)	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合	郵便局等の窓口での受取りの場合
					(○で囲む。)	その他 ()						

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ	氏名	銀行	金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	預金種類	普通	当座	納税準備	口座番号	記号番号 (7~13桁)	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合	郵便局等の窓口での受取りの場合
					(○で囲む。)	その他 ()						

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ	氏名	銀行	金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	預金種類	普通	当座	納税準備	口座番号	記号番号 (7~13桁)	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合	郵便局等の窓口での受取りの場合
					(○で囲む。)	その他 ()						

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ	氏名	銀行	金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 出張所 本所・支所	預金種類	普通	当座	納税準備	口座番号	記号番号 (7~13桁)	ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合	郵便局等の窓口での受取りの場合
					(○で囲む。)	その他 ()						

第1表の付表2（平成十七年分以降用）

還付される税額の受取場所

被相続人

この表は、相続税について、相続時精算課税適用者等（相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。）に還付される税額がある場合（第1表のその人の「還付される税額②」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合）に記入します。

還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

なお、還付される税金の受取りに当たって、

- ① 銀行等の預貯金口座への振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金種類及び口座番号を、
- ② 郵便貯金の口座への振込みを希望される場合は、郵便貯金総合通帳「ばるる」の記号番号を、

該当する項目に記入してください。

※ 振込みによる受取りをご利用されない方は、郵便局窓口での受取りとなりますので、受取りに行かれる郵便局名を該当する項目に記入してください。

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ	氏名	銀行	金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 本所・支所	預金種類	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	郵便貯金の口座への振込みの場合	郵便局窓口での受取りの場合
					(○で囲む。)	その他 ()						

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ	氏名	銀行	金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 本所・支所	預金種類	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	郵便貯金の口座への振込みの場合	郵便局窓口での受取りの場合
					(○で囲む。)	その他 ()						

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ	氏名	銀行	金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 本所・支所	預金種類	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	郵便貯金の口座への振込みの場合	郵便局窓口での受取りの場合
					(○で囲む。)	その他 ()						

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合										
フリガナ	氏名	銀行	金庫・組合 農協・漁協	本店・支店 本所・支所	預金種類	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号	郵便貯金の口座への振込みの場合	郵便局窓口での受取りの場合
					(○で囲む。)	その他 ()						

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告(※1)の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって記入してください。

なお、還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額④」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。

※2 相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。

· 《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
フリガナ	氏名	<input type="radio"/> <input type="radio"/>		銀行 金庫・組合 農協・漁協	<input type="triangle"/> <input type="triangle"/>		本店 <input type="checkbox"/> 支店 <input type="checkbox"/> 出張所 <input type="checkbox"/> 本所・支所 <input type="checkbox"/>				
		預金種類	<input type="radio"/> 普通		当座	納税準備	口座番号	<input type="checkbox"/> X	<input type="checkbox"/> X	<input type="checkbox"/> X	<input type="checkbox"/> X
(○で囲む。)		その他 ()		ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合		郵便局等の		口座番号 (7桁以内)			
		記号番号 (7~13桁)									

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。
口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。

○ ゆうちょ銀行の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合							
フリガナ 氏名		銀行 金庫・組合 農協・漁協						本店・支店 出張所 本所・支所	
		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号			
					その他 ()				
ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
記号番号 (7~13桁)	1 × × × 0 - × × × × × × 1								
記号部分 (5桁)					番号部分 (2~8桁)				

貯金総合口座の記号番号のみを書いてください

○ゆうちょ銀行各店舗又は郵便局の窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合							
フリガナ	氏名	銀行 金庫・組合 農協・漁協			本店・支店 出張所 本所・支所				
		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	口座番号			
		その他 ()							
ゆうちょ銀行の貯金口座への振込みの場合					郵便局等の窓口での受取りの場合				
記号番号 (7~13桁)					ゆうちょ銀行□□支店 又は □□郵便局				

受取りに行かれる郵便局名等のみを書いてください。

還付される税額の受取場所の書き方

還付申告(※1)の方は、申告書第1表の付表2「還付される税額の受取場所」を、次の記載例にしたがって書いてください。

なお、還付金の受取りには預貯金口座（相続時精算課税適用者等（※2）ご本人名義の口座に限ります。）への振込みをご利用ください。

※1 還付申告とは、申告書第1表のその人の「還付される税額④」欄又は第1表の付表1の6のその人の「還付される税額」欄に金額の記載がある場合をいいます。

※2 相続時精算課税適用者等とは、相続時精算課税適用者又は相続税法第21条の17若しくは第21条の18の規定により死亡した相続時精算課税適用者の納税に関する権利を取得した人をいいます。

《記載例》

○銀行等の口座への振込みを希望する場合

該当する預金種類（総合口座の場合には「普通」）に○印を付けてください。
口座番号欄には、口座番号のみを左詰めで書いてください。

○郵便貯金の口座への振込みを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合									
氏名	フリガナ	銀行 金庫・組合 農協・漁協								本店・支店 本所・支所	
		預金種類 (○で囲む。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号				
		その他 ()									
		郵便貯金の口座への振込みの場合				郵便局窓口での受取りの場合					
		記号番号 (7~13桁)	1×××0-×××××××1								郵便局
		記号部分 (5桁)				番号部分 (2~8桁)					

郵便貯金総合通帳「ぱるる」の記号番号のみを書いてください。

○郵便局窓口での受取りを希望する場合

相続時精算課税適用者等		銀行等の預貯金口座への振込みの場合								
フリガナ		銀行 金庫・組合 農協・漁協							本店・支店 本所・支所	
氏名		預金種類 (○で選ぶ。)	普通	当座	納税準備	貯蓄	口座番号			
		その他	()							
郵便貯金の口座への振込みの場合							郵便局窓口での受取りの場合			
記号番号 (7~13桁)							<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>		郵便局	

受取りに行かれる郵便局名のみを書いてください。

小規模宅地等又は特定事業用資産についての 課税価格の計算明細書

この表及び第11・11の2表の付表2から付表5までについては、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する「小規模宅地等の特例」又は同法第69条の5第1項に規定する「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合に記入します。

1 特例の適用にあたっての同意

(注) 「小規模宅地等の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得したすべての人の同意が必要です。

私(私たち)は、下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産のすべてが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等又は同法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が、同法第69条の4第1項又は同法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の番号を○で囲んでください。

- (1) 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表2の「1 小規模宅地等の明細」とおり。
- (2) 特定(受贈)同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3の「1 特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」又は「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」とおり。
- (3) 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細」又は「2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細」とおり。

3 特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」と「特定事業用資産の特例」の両特例を適用する場合又は特定(受贈)同族会社株式等である特定事業用資産と特定(受贈)森林施業計画対象山林である特定事業用資産の両方について「特定事業用資産の特例」を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

	① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積(第11・11の2表の付表2の「2 限度面積要件の判定」の「[合計]」欄の面積)	③ 特例適用残面積 (①-②)
	400m ²	m ²	m ²

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定(受贈)同族会社株式等の調整限度額等の計算

④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することできる特定(受贈)同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の $\frac{2}{3}$ に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定(受贈)同族会社株式等の調整限度額 (④)× $\frac{③}{①}$	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表3の「3 特定(受贈)同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	⑦ 特例適用残価額 (⑤-⑥)
円	円	円	円

- (注) 1 ③欄が0となる場合には、特定(受贈)同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を記入します。
3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署(資産税担当)にお尋ねください。

(3) 特定事業用資産の特例の対象となる特定(受贈)森林施業計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧ 特定事業用資産の特例の対象として選択することできる特定(受贈)森林施業計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑨ 特例の対象となる特定(受贈)森林施業計画対象山林の調整限度額 (⑧)× $\frac{③}{①}$ 又は(⑧)× $\frac{⑦}{④}$	⑩ ⑨のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	※の項目は記入する必要があります。
円	円	円	

- (注) 1 ③欄が0となる場合又は⑦欄が0となる場合には、特定(受贈)森林施業計画対象山林について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
2 小規模宅地等の特例を適用し、特定(受贈)同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、③欄に特例適用残面積が生じたときの⑨欄は、「(⑧)× $\frac{③}{①}$ 」により計算します。
3 特定(受贈)同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合(あわせて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。)において、⑦欄に特例適用残価額が生じたときの⑩欄は、「(⑧)× $\frac{⑦}{④}$ 」により計算します。

第11・11の2表の付表1(平成20年分以降用)

※ 税務署整理欄
年 分
名簿番

小規模宅地等又は特定事業用資産についての 課税価格の計算明細書

被相続人

第11・11の2表の付表1(平成19年分以降用)

※ 税務署整理欄
年 分
名簿番

この表及び第11・11の2表の付表2から付表5までについては、相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する「小規模宅地等の特例」又は同法第69条の5第1項に規定する「特定事業用資産の特例」の適用を受ける場合に記入します。

1 特例の適用にあたっての同意

(注) 「小規模宅地等の特例」又は「特定事業用資産の特例」の対象となり得る財産を取得したすべての人の同意が必要です。

私(私たち)は、下記の「2 特例の適用を受ける財産の明細」の(1)から(3)までの明細において選択した財産のすべてが、租税特別措置法第69条の4第1項に規定する小規模宅地等又は同法第69条の5第1項に規定する選択特定事業用資産に該当することを確認の上、その財産の取得者が、同法第69条の4第1項又は同法第69条の5第1項に規定する特例の適用を受けることに同意します。

2 特例の適用を受ける財産の明細

(注) 特例の適用を受ける財産の明細の番号を○で囲んでください。

- (1) 小規模宅地等の明細
第11・11の2表の付表2の「1 小規模宅地等の明細」とおり。
- (2) 特定(受贈)同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表3の「1 特定同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」又は「2 特定受贈同族会社株式等である選択特定事業用資産の明細」とおり。
- (3) 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細
第11・11の2表の付表4の「1 特定森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細」又は「2 特定受贈森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の明細」とおり。

3 特定事業用資産の特例の対象となる特定事業用資産の調整限度額の計算

この欄は、「小規模宅地等の特例」と「特定事業用資産の特例」の両特例を適用する場合又は特定(受贈)同族会社株式等である特定事業用資産と特定(受贈)森林施業計画対象山林である特定事業用資産の両方について「特定事業用資産の特例」を適用する場合に記入します。

(1) 小規模宅地等の特例の適用を受ける面積

	① 限度面積	② 特例の適用を受ける面積(第11・11の2表の付表2の「2 限度面積要件の判定」の「[合計]」欄の面積)	③ 特例適用残面積 (①-②)
	400m ²	m ²	m ²

(2) 特定事業用資産の特例の対象となる特定(受贈)同族会社株式等の調整限度額等の計算

④ 特定事業用資産の特例の対象として選択することできる特定(受贈)同族会社株式等に係る各法人の株式(出資)の時価総額の $\frac{2}{3}$ に相当する金額の合計額 ※ 10億円を超える場合は10億円となります。	⑤ 特例の対象となる特定(受贈)同族会社株式等の調整限度額 (④)× $\frac{③}{①}$	⑥ ⑤のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表3の「3 特定(受贈)同族会社株式等である選択特定事業用資産の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	⑦ 特例適用残価額 (⑤-⑥)
円	円	円	円

- (注) 1 ③欄が0となる場合には、特定(受贈)同族会社株式等について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
2 小規模宅地等の特例の適用がない場合には、⑤欄には④欄の金額を移記します。
3 被相続人が生前に特定受贈同族会社株式等の贈与をしている場合の④欄の金額については、税務署(資産税担当)にお尋ねください。

(3) 特定事業用資産の特例の対象となる特定(受贈)森林施業計画対象山林の調整限度額等の計算

⑧ 特定事業用資産の特例の対象として選択することできる特定(受贈)森林施業計画対象山林である立木又は土地等の価額の合計額	⑨ 特例の対象となる特定(受贈)森林施業計画対象山林の調整限度額 (⑧)× $\frac{③}{①}$ 又は(⑧)× $\frac{⑦}{④}$	⑩ ⑨のうち特例の適用を受ける価額(第11・11の2表の付表4の「3 特定(受贈)森林施業計画対象山林である選択特定事業用資産の価額の合計額」の「A+B」欄の金額)	※の項目は記入する必要があります。
円	円	円	

- (注) 1 ③欄が0となる場合又は⑦欄が0となる場合には、特定(受贈)森林施業計画対象山林について特定事業用資産の特例の適用を受けることはできません。
2 小規模宅地等の特例を適用し、特定(受贈)同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用しない場合において、③欄に特例適用残面積が生じたときの⑨欄は、「(⑧)× $\frac{③}{①}$ 」により計算します。
3 特定(受贈)同族会社株式等について特定事業用資産の特例を適用した場合(あわせて小規模宅地等の特例を適用する場合を含みます。)において、⑦欄に特例適用残価額が生じたときの⑩欄は、「(⑧)× $\frac{⑦}{④}$ 」により計算します。

小規模宅地等についての課税価格の計算明細

被相続人

1 小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等の番号	所在地番	①面積	②宅地等の価額	③特例の適用を受ける取 得者の氏名	④①のうち特例の対象として選 択した宅地等の面積	⑤課税価格の計算に当たって減額される金額	⑥宅地等について課税価格に算入する価額 (②)-(⑤)
		m ²	円		m ²	円	円

(注) 1 「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、下記 3 によります。
2 ⑥欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に移記します。

2 限度面積要件の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔下記 3 の⑬、⑭の面積の合計〕」、「〔下記 3 の⑯の面積の合計〕」、「〔下記 3 の⑮、⑯の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各欄を記入することにより判定します。

〔下記 3 の⑬、⑭の
面積の合計〕 〔下記 3 の⑯の
面積の合計〕 〔下記 3 の⑮、⑯の
面積の合計〕 〔合 計〕

$$m^2 + m^2 \times \frac{5}{3} + m^2 \times 2 = m^2 \leq 400m^2$$

3 「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

上記「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等（上記 2 の限度面積要件を満たすものに限ります。）についての「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

↓（上記「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。）

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑦特例の適用を受ける取 得者の氏名	⑧その宅地等における相 続開始の直前の事業	⑨小規模宅地等の面積	⑩小規模宅地等について減額され る金額（⑩×⑪）	⑪割合	※の項目は記入する必要が ありません。	
								（②） \times （⑨） \div （①）	（②） \times （⑨） \div （①）
被 事 相 業 統 用 人 宅 等 地 の 等	⑬ 特定事業用宅地等				m ²	円			
	⑭ 特定同族会社事 業用宅地等						80		
	⑮ 上記以外						100		
被 居 相 住 統 用 人 宅 等 地 の 等	⑯ 特定居住用宅地等						50		
	⑰ 上記以外						100		
被 居 相 住 統 用 人 宅 等 地 の 等	⑯ 特定居住用宅地等						80		
	⑰ 上記以外						100		
国 用 の 事 業 等	⑱ 国営事業用宅地等							80	
	⑲ 上記以外							100	

(注) 1 1棟の建物の敷地の一部が「特定居住用宅地等」の要件に該当する場合には、その建物の敷地のうち「特定事業用宅地等」又は「特定同族会社事業用宅地等」に該当する部分以外の部分を「特定居住用宅地等」欄に記入します。

2 ⑧欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家のように具体的に記入します。

第11・11の2表の付表2 (平成二十年分以降用)

小規模宅地等についての課税価格の計算明細

被相続人

1 小規模宅地等の明細

この欄は、特例の対象として小規模宅地等を選択する場合に記入します。

選択した小規模宅地等の番号	所在地番	①面積	②宅地等の価額	③特例の適用を受ける取 得者の氏名	④①のうち特例の対象として選 択した宅地等の面積	⑤課税価格の計算に当たって減額される金額	⑥宅地等について課税価格に算入する価額 (②)-(⑤)
		m ²	円		m ²	円	円

(注) 1 「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額の計算は、下記 3 によります。
2 ⑥欄の金額を第11表の「財産の明細」の「価額」欄に移記します。

2 限度面積要件の判定

上記「1 小規模宅地等の明細」の「④ ①のうち特例の対象として選択した宅地等の面積」欄で選択した宅地等のすべてが限度面積要件を満たすものであることを、次の算式の「〔下記 3 の⑬、⑭の面積の合計〕」、「〔下記 3 の⑯の面積の合計〕」、「〔下記 3 の⑮、⑯の面積の合計〕」及び「〔合計〕」の各欄を記入することにより判定します。

〔下記 3 の⑬、⑭の
面積の合計〕 〔下記 3 の⑯の
面積の合計〕 〔下記 3 の⑮、⑯の
面積の合計〕 〔合 計〕

$$m^2 + m^2 \times \frac{5}{3} + m^2 \times 2 = m^2 \leq 400m^2$$

3 「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」の計算

上記「1 小規模宅地等の明細」で選択した小規模宅地等（上記 2 の限度面積要件を満たすものに限ります。）についての「⑤ 課税価格の計算に当たって減額される金額」欄の金額は、次により計算します。

↓（上記「1 小規模宅地等の明細」の「宅地等の番号」欄の番号に合わせて記入します。）

区分	小規模宅地等の種類	宅地等の番号	⑦特例の適用を受ける取 得者の氏名	⑧その宅地等における相 続開始の直前の事業	⑨小規模宅地等の面積	⑩小規模宅地等の価額 〔②×⑨〕 〔②×⑨〕 \div 〔①〕	⑪割合	⑫小規模宅地等に ついて減額され る金額 〔⑩×⑪〕
被 事 相 業 統 用 人 宅 等 地 の 等	⑬ 特定事業用宅地等							
	⑭ 特定同族会社事 業用宅地等						80	
	⑮ 上記以外						100	
被 居 相 住 統 用 人 宅 等 地 の 等	⑯ 特定居住用宅地等						50	
	⑰ 上記以外						100	
国 用 の 事 業 等	⑱ 国営事業用宅地等						80	
	⑲ 上記以外						100	

(注) 1 1棟の建物の敷地の一部が「特定居住用宅地等」の要件に該当する場合には、その建物の敷地のうち「特定事業用宅地等」又は「特定同族会社事業用宅地等」に該当する部分以外の部分を「特定居住用宅地等」欄に記入します。

2 ⑧欄には、その宅地等の上で行われていた事業について、書籍・雑誌小売、鮮魚小売、貸家のように具体的に記入します。

第11・11の2表の付表2 (平成十六年分以降用)

※税務署整理欄
年 分
名 諸 号※税務署整理欄
年 分
名 諸 号

改 正 後

改 正 前

相続税の修正申告書

税務署長 殿
年__月__日 提出

相続開始年月日__年__月__日

○フリガナは、必ず記入してください。

各人の合計			財産を取得した人				
フリガナ	(被相続人)	①	フリガナ	(被相続人)	①		
氏名		②			②		
生年月日	年月日(年齢歳)	年月日(年齢歳)			年月日(年齢歳)		
住所 (電話番号)	(- - -)						
被相続人との続柄	職業						
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。						
※整理番号							
区分	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額 (⑤-④)	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額 (⑤-④)	
取 得 財 産 の 価 額 (第11表③)	①	円	円	円	円	円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②						
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③						
純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④						
純資産価額に加算される 贈年課税分の贈与財産価額 (第14表1⑤)	⑤						
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	①,000	①,000	,000	,000	,000	
法定相続人の数及び遺 産に係る基礎控除額	(人)	(人)	(人)	左の欄には、第2表の②欄の①の人数及び①の金額を記入します。			
⑧	⑧	⑧	⑧				
⑨	0,000,000	0,000,000	0,000,000				
相続税の総額	⑦	00	00	00	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。		
一般の場合	あん分割合 (各人の割合)	⑧	1.00	1.00			
⑨	円	円	円	円	円	円	
租税特別措置法 第70条の6第2項の規定の適用 を受ける場合	算出税額 (第3表 (13))	⑩			相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑩欄の税額を記入します。		
相続税額の2割加算が行われる 場合の加算金額	⑪	円	円	円	円	円	
各人の納付・還付 税額の計算	贈年課税分の 額と税額控除額 (第4表2⑫)	⑫					
配偶者の税額軽減額 (第5表⑥又は⑦)	⑬						
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑭						
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑮						
相次相続控除額 (第7表⑬又は⑯)	⑯						
外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑰						
計	⑯						
※(⑨+⑩)-⑪又は(⑪+⑫-⑬) (赤字のときは0)	⑯						
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表⑮)	⑯	00	00	00	00	00	
小計(⑯-⑯) (黒字のときは100円未満切捨て)	⑯						
納税猶予税額 (第8表2⑯)	⑯	00	00	00	00	00	
申告期限までに 納付すべき税額 (⑯-⑯)	⑯	00	00	00	00	00	
申告 納税額 (⑯-⑯)	⑯	△	△	00	△	00	
還付される 税	⑯	△	△	00	△	00	

第1表
(平成二十年分以降用)※税務署整理欄
通 信 日 付 印
年月日〔確認〕
〔者印〕集計票
微 取 カード

○この申告書は黒ボールペンで記入してください。

※の項目は記入する必要はありません。

(注) ⑯欄の金額が赤字となる場合は、⑯欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑯欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑮)があるときの⑯欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署
整理欄
年分
名簿番号
検算印

— 作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号 —

印

□税理士法第30条の書面提出有 □税理士法第33条の2の書面提出有

修正第1表 (平16.5)

(資4-24-1-A4統一)

相続税の修正申告書

税務署長 殿
年__月__日 提出

相続開始年月日__年__月__日

○フリガナは、必ず記入してください。

各人の合計			財産を取得した人				
フリガナ	(被相続人)	①	フリガナ	(被相続人)	①		
氏名		②			②		
生年月日	年月日(年齢歳)	年月日(年齢歳)			年月日(年齢歳)		
住所 (電話番号)	(- - -)						
被相続人との続柄	職業						
取得原因	該当する取得原因を○で囲みます。						
※整理番号							
区分	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額 (⑤-④)	④修正前の課税額	⑤修正申告額	⑥修正する額 (⑤-④)	
取 得 財 産 の 価 額 (第11表③)	①	円	円	円	円	円	
相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②						
債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③						
純資産価額(①+②-③) (赤字のときは0)	④						
純資産価額に加算される 贈年課税分の贈与財産価額 (第14表1⑤)	⑤						
課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	①,000	①,000	,000	,000	,000	
法定相続人の数及び遺 産に係る基礎控除額	(人)	(人)	(人)	左の欄には、第2表の②欄の①の人数及び①の金額を記入します。			
⑧	⑧	⑧	⑧				
⑨	0,000,000	0,000,000	0,000,000				
相続税の総額	⑦	00	00	00	左の欄には、第2表の⑧欄の金額を記入します。		
一般の場合	あん分割合 (各人の割合)	⑧	1.00	1.00			
⑨	円	円	円	円	円	円	
租税特別措置法 第70条の6第2項の規定の適用 を受ける場合	算出税額 (第3表 (13))	⑩			相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑩欄の税額を記入します。		
相続税額の2割加算が行われる 場合の加算金額	⑪	円	円	円	円	円	
各人の納付・還付 税額の計算	贈年課税分の 額と税額控除額 (第4表2⑫)	⑫					
配偶者の税額軽減額 (第5表⑥又は⑦)	⑬						
未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑭						
障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑮						
相次相続控除額 (第7表⑬又は⑯)	⑯						
外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑰						
計	⑯						
※(⑨+⑩)-⑪又は(⑪+⑫-⑬) (赤字のときは0)	⑯						
相続時精算課税分の 贈与税額控除額 (第11の2表⑮)	⑯	00	00	00	00	00	
小計(⑯-⑯) (黒字のときは100円未満切捨て)	⑯						
納税猶予税額 (第8表2⑯)	⑯	00	00	00	00	00	
申告期限までに 納付すべき税額 (⑯-⑯)	⑯	00	00	00	00	00	
申告 納税額 (⑯-⑯)	⑯	△	△	00	△	00	
還付される 税	⑯	△	△	00	△	00	

第1表
(平成二十年分以降用)※税務署整理欄
通 信 日 付 印
年月日〔確認〕
〔者印〕集計票
微 取 カード

(注) ⑯欄の金額が赤字となる場合は、⑯欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、⑯欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額(第11の2表⑮)があるときの⑯欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署
整理欄
年分
名簿番号
検算印

— 作成税理士の事務所所在地・署名押印・電話番号 —

印

□税理士法第30条の書面提出有 □税理士法第33条の2の書面提出有

修正第1表 (平16.5)

(資4-24-1-A4統一)

改正

相続税の修正申告書(続)

○二の申告書は黒ボールペンで記入してください

○フリガナは、必ず記入してください。		財産を取得した人			財産を取得した人			
フリガナ								
氏名					印			
生年月日		年月日(年齢歳)			年月日(年齢歳)			
住所 (電話番号)		〒 (- - -)			〒 (- - -)			
被相続人 との続柄	職業							
取得原因		相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			相続・遺贈・相続時精算課税に係る贈与			
※整理番号								
区分		④修正前の課税額	⑤修申告額	⑥修正する額 (④-⑤)	④修正前の課税額	⑤修申告額	⑥修正する額 (④-⑤)	
課税価格の計算	取得財産の価額 (第11表③)	① 円	円	円	円	円	円	
	相続時精算課税適用財産の価額 (第11の2表1⑦)	②						
	債務及び葬式費用の金額 (第13表3⑦)	③						
	純資産額(①+②-③) (赤字のときは0)	④						
	純資産額に加算される 贈与税分の贈与財産価額 (第14表1④)	⑤						
	課税価格(④+⑤) (1,000円未満切捨て)	⑥	,000	,000	,000	,000	,000	,000
各人の算出税額の計算	法定相続人の数及び遺産に係る基礎控除額							
	相続税の総額 (⑦)							
	一般の場合	あん分割合 (各人の%) (⑧)						
		算出税額 (第3表⑩)	円	円	円	円	円	円
	租税特別措置法 第70条の6第2項の規定の適用を受ける場合	算出税額 (第3表⑩)	相続・遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人のうちに農業相続人がいる場合には、⑧、⑨欄の記入を行わず、この欄に第3表の⑩欄の税額を記入します。					
	相続税額の2割加算が行われる場合の加算金額 (第4表1⑫)	⑪	円	円	円	円	円	円
各人の納付・還付税額の計算	既年課税区分の贈与税額 (第4表2⑬)	⑫						
	配偶者の税額軽減額 (第5表⑪又は⑫)	⑬						
	未成年者控除額 (第6表1②、③又は⑥)	⑭						
	障害者控除額 (第6表2②、③又は⑥)	⑮						
	相次相続控除額 (第7表⑬又は⑭)	⑯						
	外国税額控除額 (第8表1⑧)	⑰						
計	⑯							
差引税額 (⑬+⑭-⑮)又は(⑯+⑰-⑯) (赤字のときは0)	⑯							
相続時精算課税区分の贈与税額 (第11の2表⑯)	⑯	00	00	00	00	00	00	
小計(⑯-⑯) (黒字のときは100円未満切捨て)	⑯							
納税猶予税額 (第8表2⑦)	⑯	00	00	00	00	00	00	
申告納税額 (⑯-⑯)	⑯	00	00	00	00	00	00	
還付される額	⑯	△	△		00	△	△	

第1表(続) 平成二十年分以降用

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の表⑨）があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

該稅務署
整理稿

改 正 前

相続税の修正申告書(続)

(注) ②欄の金額が赤字となる場合は、②欄の左端に△を付してください。なお、この場合で、②欄の金額のうちに贈与税の外国税額控除額（第11の2表③）があるときの②欄の金額については、「相続税の申告のしかた」を参照してください。

※税務署整理欄 年分 名簿番号 検算印

修正第1表(続) (平16.5)

(資4-24-2-A4統一)

改 正 後

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

被相続人の氏名 _____

申告期限後3年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後3年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

1 分割されていない理由

2 分割の見込みの詳細

3 適用を受けようとする特例等

- (1) 配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- (2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
(租税特別措置法第69条の4第1項)
- (3) 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例
(租税特別措置法第69条の5第1項)

改 正 前

通信日付印の年月日	確認印		番 号
年 月 日			

被相続人の氏名 _____

申告期限後3年以内の分割見込書

相続税の申告書「第11表（相続税がかかる財産の明細書）」に記載されている財産のうち、まだ分割されていない財産については、申告書の提出期限後3年以内に分割する見込みです。

なお、分割されていない理由及び分割の見込みの詳細は、次のとおりです。

1 分割されていない理由

2 分割の見込みの詳細

3 適用を受けようとする特例等

- (1) 配偶者に対する相続税額の軽減（相続税法第19条の2第1項）
- (2) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例
(租税特別措置法第69条の4第1項)
- (3) 特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例
(租税特別措置法第69条の5第1項)

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">記 載 方 法 等</p> <p>この書類は、相続税の申告書の提出期限までに相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が分割されていない場合において、その分割されていない財産を申告書の提出期限から3年以内に分割し、①相続税法第19条の2の規定による配偶者の相続税の軽減、②租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例又は③租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>1 この書類は、相続税の申告書に添付してください。</p> <p>2 「1 分割されていない理由」欄及び「2 分割の見込みの詳細」欄には、相続税の申告期限までに財産が分割されていない理由及び分割の見込みの詳細を記載してください。</p> <p>3 「3 適用を受けようとする特例等」欄は、該当する番号にすべて○を付してください。</p> <p>4 遺産が分割された結果、納め過ぎの税金が生じた場合には、分割の日の<u>翌日</u>から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。また、納付した税金に不足が生じた場合には、修正申告書を提出することができます。</p> <p>5 申告書の提出期限から3年以内に遺産が分割できない場合には、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」をその提出期限後3年を経過する日の翌日から2か月以内に相続税の申告書を提出した税務署長に対して提出する必要があります。</p> <p>この承認申請書の提出が期間内になかった場合には、相続税法第19条の2の規定による配偶者の相続税の軽減、租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例及び租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることはできません。</p>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <p style="text-align: center;">記 載 方 法 等</p> <p>この書類は、相続税の申告書の提出期限までに相続又は遺贈により取得した財産の全部又は一部が分割されていない場合において、その分割されていない財産を申告書の提出期限から3年以内に分割し、①相続税法第19条の2の規定による配偶者の相続税の軽減、②租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例又は③租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けようとする場合に使用してください。</p> <p>1 この書類は、相続税の申告書に添付してください。</p> <p>2 「1 分割されていない理由」欄及び「2 分割の見込みの詳細」欄には、相続税の申告期限までに財産が分割されていない理由及び分割の見込みの詳細を記載してください。</p> <p>3 「3 適用を受けようとする特例等」欄は、該当する番号にすべて○を付してください。</p> <p>4 遺産が分割された結果、納め過ぎの税金が生じた場合には、分割の日の<u>翌月</u>から4か月以内に更正の請求をして、納め過ぎの税金の還付を受けることができます。また、納付した税金に不足が生じた場合には、修正申告書を提出することができます。</p> <p>5 申告書の提出期限から3年以内に遺産が分割できない場合には、「遺産が未分割であることについてやむを得ない事由がある旨の承認申請書」をその提出期限後3年を経過する日の翌日から2か月以内に相続税の申告書を提出した税務署長に対して提出する必要があります。</p> <p>この承認申請書の提出が期間内になかった場合には、相続税法第19条の2の規定による配偶者の相続税の軽減、租税特別措置法第69条の4の規定による小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例及び租税特別措置法第69条の5の規定による特定事業用資産についての相続税の課税価格の計算の特例の適用を受けることはできません。</p>

改正後							改正前															
(表) 定期借地権等の評価明細書							(表) 定期借地権等の評価明細書															
(住居表示) 所在地番			(地積) m ²	設定年月日	平成年月日	設定期間年数	⑦年	(住居表示) 所在地番			(地積) m ²	設定年月日	平成年月日	設定期間年数	⑦年							
定期借地権等の種類	一般定期借地権	・ 建物譲渡特約付借地権	事業用定期借地権等	自用地としての価額	(1 m ² 当たりの価額 円)	設定期間年数 に応ずる基準年利率による	複利現価率	定期借地権等の種類	一般定期借地権	・ 建物譲渡特約付借地権	事業用借地権	自用地としての価額	(1 m ² 当たりの価額 円)	設定期間年数 に応ずる基準年利率による	複利現価率							
定期借地権等の設定時	自用地としての価額	①	(通常の取引価額又は①/0.8)	自用地としての価額	(1 m ² 当たりの価額 円)	残存期間年数による	複利年金現価率	通常取引価額	自用地としての価額	(1 m ² 当たりの価額 円)	残存期間年数による	複利年金現価率	通常取引価額	自用地としての価額	(1 m ² 当たりの価額 円)	残存期間年数による	複利年金現価率					
課税時期	自用地としての価額	③	(通常の取引価額又は①/0.8)	自用地としての価額	(1 m ² 当たりの価額 円)	残存期間年数による	複利年金現価率	自用地としての価額	自用地としての価額	(1 m ² 当たりの価額 円)	残存期間年数による	複利年金現価率	自用地としての価額	自用地としての価額	(1 m ² 当たりの価額 円)	残存期間年数による	複利年金現価率					
(注) ④及び⑤に係る設定期間年数又は⑥に係る残存期間年数について、その年数に1年未満の端数があるときは6ヶ月以上を切り上げ、6ヶ月未満を切り捨てます。							(平成二十年分以降用)	(注) ④及び⑤に係る設定期間年数又は⑥に係る残存期間年数について、その年数に1年未満の端数があるときは6ヶ月以上を切り上げ、6ヶ月未満を切り捨てます。														
○定期借地権等の評価								○定期借地権等の評価														
経済的利益の額の計算	権利金等の授受がある場合	(権利金等の金額) (A)	円	= ⑨	権利金・協力金・礼金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要しないとされる金銭等の額の合計を記載します。			(権利金等の授受による経済的利益の金額) (⑨)	円	経済的利益の額の計算	(権利金等の金額) (A)	円	= ⑨	権利金・協力金・礼金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要しないとされる金銭等の額の合計を記載します。								
	保証金等の授受がある場合	(保証金等の額に相当する金額) (B)	円	保証金・敷金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要するものとされる金銭等(保証金等)の預託があった場合において、その保証金等につき基準年利率未満の約定利率の支払いがあるとき又は無利息のときに、その保証金等の金額を記載します。			(保証金等の授受による経済的利益の金額) (⑩)	円	(保証金等の額に相当する金額) (B)	円	保証金・敷金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要するものとされる金銭等(保証金等)の預託があった場合において、その保証金等につき基準年利率未満の約定利率の支払いがあるとき又は無利息のときに、その保証金等の金額を記載します。											
評価額の計算	(保証金等の授受による経済的利益の金額の計算) (④の複利現価率)	(B)	円	(基準年利率未満) (④の複利現価率)	(約定利率)	(⑤の複利年金現価率)	(注) ⑪欄は、個々の取引の事情・当事者間の関係等を総合勘案し、実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合に記載します(計算方法は、裏面2参照。)	(注) ⑪欄は、個々の取引の事情・当事者間の関係等を総合勘案し、実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合に記載します(計算方法は、裏面2参照。)	(注) 保証金等の返還の時期が、借地契約の終了のとき以外の場合の⑩欄の計算方法は、税務署にお尋ねください。	(注) 保証金等の返還の時期が、借地契約の終了のとき以外の場合の⑩欄の計算方法は、税務署にお尋ねください。	評価額の計算	(権利金等の授受による経済的利益の金額) (A)	円	= ⑨	権利金・協力金・礼金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要しないとされる金銭等の額の合計を記載します。			(保証金等の授受による経済的利益の金額) (B)	円	保証金・敷金等の名称のいかんを問わず、借地契約の終了のときに返還を要するものとされる金銭等(保証金等)の預託があった場合において、その保証金等につき基準年利率未満の約定利率の支払いがあるとき又は無利息のときに、その保証金等の金額を記載します。		
	(定期借地権等の評価額) (⑥の複利年金現価率)	円	(注) ⑪欄は、個々の取引の事情・当事者間の関係等を総合勘案し、実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合に記載します(計算方法は、裏面2参照。)	(注) ⑪欄は、個々の取引の事情・当事者間の関係等を総合勘案し、実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合に記載します(計算方法は、裏面2参照。)	(注) 保証金等の返還の時期が、借地契約の終了のとき以外の場合の⑩欄の計算方法は、税務署にお尋ねください。	(注) 保証金等の返還の時期が、借地契約の終了のとき以外の場合の⑩欄の計算方法は、税務署にお尋ねください。	(定期借地権等の評価額) (⑥の複利年金現価率)	円	(定期借地権等の評価額) (⑥の複利年金現価率)	円	(定期借地権等の評価額) (⑥の複利年金現価率)	円										
○定期借地権等の目的となっている宅地の評価								○定期借地権等の目的となっている宅地の評価														
一般定期借地権の目的となっている宅地	(課税時期における自用地としての価額) (③)	円	(課税時期における自用地としての価額) (③)	円	(底地割合) (裏面3参照)	(金現価率) (⑤の複利年) (金現価率)	(一般定期借地権の目的となるいる宅地の評価額) (⑭)	一般定期借地権の目的となっている宅地	(課税時期における自用地としての価額) (③)	円	(課税時期における自用地としての価額) (③)	円	(底地割合) (裏面3参照)	(金現価率) (⑤の複利年) (金現価率)	(一般定期借地権の目的となるいる宅地の評価額) (⑭)							
	(定期借地権等の評価額) (③)	円	(定期借地権等の評価額) (③)	円	(1 - 割合) (裏面3参照)	(1 - ⑤の複利年) (1 - 金現価率)			(定期借地権等の評価額) (③)	円	(定期借地権等の評価額) (③)	円	(1 - 割合) (裏面3参照)	(1 - ⑤の複利年) (1 - 金現価率)	(定期借地権等の評価額) (⑭)							
上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地	(定期借地権等の評価額) (③)	円	(定期借地権等の評価額) (③)	円	(残存期間年数に応じた割合) (裏面4参照)	(1 - 割合) (裏面4参照)	(上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地の評価額 (⑯と⑯のいずれか低い金額))	上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地	(定期借地権等の評価額) (③)	円	(定期借地権等の評価額) (③)	円	(残存期間年数に応じた割合) (裏面4参照)	(1 - ⑤の複利年) (1 - 金現価率)	(上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地の評価額 (⑯と⑯のいずれか低い金額))							
	(定期借地権等の評価額) (③)	円	(定期借地権等の評価額) (③)	円	(1 - 割合) (裏面4参照)	(1 - ⑤の複利年) (1 - 金現価率)	(上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地の評価額 (⑯と⑯のいずれか低い金額))		(定期借地権等の評価額) (③)	円	(定期借地権等の評価額) (③)	円	(1 - 割合) (裏面4参照)	(1 - ⑤の複利年) (1 - 金現価率)	(上記以外の定期借地権等の目的となっている宅地の評価額 (⑯と⑯のいずれか低い金額))							

改 正 後

改 正 前

(裏)

1 定期借地権等の種類と評価方法の一覧

定期借地権の種類	定期借地権等の評価方法	定期借地権等の目的となっている宅地の評価方法
一般定期借地権 (借地借家法第22条)	財産評価基本通達27-2に定める評価方法による	平成10年8月25日付課評2-8・課資1-13「一般定期借地権の目的となっている宅地の評価に関する取扱いについて」 [Ⓐ] に定める評価方法による ※
事業用定期借地権等 (借地借家法第23条)		財産評価基本通達25(2)に定める評価方法による [Ⓑ]
建物譲渡特約付借地権 (借地借家法第24条)		

(注) ※印部分は、一般定期借地権の目的となっている宅地のうち、普通借地権の借地権割合の地域区分A・B地域及び普通借地権の取引慣行が認められない地域に存するものが該当します。

2 実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額の計算

差額地代(設定時)	同種同等地代の年額(C)	円	実際地代の年額(D)	円	設定期間年数に応ずる基準年利率による年賦償還率	⑮	
	(前払地代に相当する金額)	(実際地代の年額(D)) (実質地代の年額(E))	(権利金等⑨) (⑮の年賦償還率) (保証金等⑩) (⑮の年賦償還率)	円 × + 円 ×	円 = 円		
	(差額地代の額) (同種同等地代の年額(C))	(実質地代の年額(E))	(⑤の複利年金現価率)	円 - 円 × ⑯	円 = 贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額	円	

(注) 「同種同等地代の年額」とは、同種同等の他の定期借地権等における地代の年額をいいます。

3 一般定期借地権の目的となっている宅地を評価する場合の底地割合

借地権割合		底地割合
路線価図	評価倍率表	
C	70%	55%
D	60%	60%
E	50%	65%
F	40%	70%
G	30%	75%

4 定期借地権等の目的となっている宅地を評価する場合の残存期間年数に応じた割合

残存期間年数	割合
5年以下の場合	5%
5年を超える10年以下の場合	10%
10年を超える15年以下の場合	15%
15年を超える場合	20%

(注) 残存期間年数の端数処理は行いません。

(資4-80-2-A4統一)

改 正 前

(裏)

1 定期借地権等の種類と評価方法の一覧

定期借地権の種類	定期借地権等の評価方法	定期借地権等の目的となっている宅地の評価方法
一般定期借地権 (借地借家法第22条)	財産評価基本通達27-2に定める評価方法による	平成10年8月25日付課評2-8・課資1-13「一般定期借地権の目的となっている宅地の評価に関する取扱いについて」 [Ⓐ] に定める評価方法による ※
建物譲渡特約付借地権 (借地借家法第24条)		財産評価基本通達25(2)に定める評価方法による [Ⓑ]
事業用借地権 (借地借家法第24条)		

(注) ※印部分は、一般定期借地権の目的となっている宅地のうち、普通借地権の借地権割合の地域区分A・B地域及び普通借地権の取引慣行が認められない地域に存するものが該当します。

2 実質的に贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額の計算

差額地代(設定時)	同種同等地代の年額(C)	円	実際地代の年額(D)	円	設定期間年数に応ずる基準年利率による年賦償還率	⑮	
	(前払地代に相当する金額)	(実際地代の年額(D)) (実質地代の年額(E))	(権利金等⑨) (⑮の年賦償還率) (保証金等⑩) (⑮の年賦償還率)	円 × + 円 ×	円 = 円		
	(差額地代の額) (同種同等地代の年額(C))	(実質地代の年額(E))	(⑤の複利年金現価率)	円 - 円 × ⑯	円 = 贈与を受けたと認められる差額地代の額がある場合の経済的利益の金額	円	

(注) 「同種同等地代の年額」とは、同種同等の他の定期借地権等における地代の年額をいいます。

3 一般定期借地権の目的となっている宅地を評価する場合の底地割合

地域区分	借地権割合		底地割合
	路線価図	評価倍率表	
C	70%	55%	
D	60%	60%	
E	50%	65%	
F	40%	70%	
G	30%	75%	

4 定期借地権等の目的となっている宅地を評価する場合の残存期間年数に応じた割合

残存期間年数	割合
5年以下の場合	5%
5年を超える10年以下の場合	10%
10年を超える15年以下の場合	15%
15年を超える場合	20%

(注) 残存期間年数の端数処理は行いません。

(資4-80-2-A4統一)

